

町田市告示第 39 号

町区域の新設及び変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の町区域を別紙「町区域新設等参考図」に示すとおり新設及び変更するので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定に基づき、告示する。

なお、この新設及び変更は2024年7月15日から施行する。

2024年4月16日

町田市長 石 阪 丈



掲示期限:4月30日